

別紙資料集

北庄内合併協議会資料

(「合併までに調整する」とした事項の調整結果について)

協定項目11	特別職の職員の身分の取扱いについて
調整方針	特別職の職員(他の協定項目に規定されているものを除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令に定めのあるものはその規定に従い、調整する必要があるものについては、次のとおりとする。 条例等で定める各種審議会委員などの特別職の職員については、1市3町すべてに設置され、新市において引き続き設置する必要のあるものは、統一する。1市3町すべてに設置されているもの以外のものは、必要性に応じて合併までに調整する。

所管部会・分科会 総務部会 人事分科会

1市3町で共通であるため統一したもの

機関等の名称	職名	合併後の根拠法令等	
		関係法令	関係条例・規則・規程・要綱等
選挙管理委員会	選挙管理委員会委員委員長	地方自治法	酒田市選挙管理委員会規程
	選挙管理委員会委員委員		
	選挙管理委員会委員補充員		
	選挙長	公職選挙法	
	選挙立会人		
	開票管理者		
	開票立会人		
	投票管理者		
投票立会人			
監査委員	監査委員(議会選出)	地方自治法	酒田市監査委員条例
	見識委員(常勤)		
固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会委員	地方税法(第423条)	酒田市固定資産評価審査委員会条例
消防団	団長	消防組織法	酒田市消防団に関する条例・施行規則
	副団長		
	分団長		
	副分団長		
	部長		
	班長		
	一般団員		
防災会議	防災会議委員	災害対策基本法	酒田市防災会議条例
表彰審査会	表彰審査会委員	地方自治法	酒田市表彰条例
情報公開・個人情報保護運営審議会	情報公開・個人情報保護運営審議会委員	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	酒田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例
情報公開・個人情報保護審査会	情報公開・個人情報保護審査会委員	関係する法律	酒田市情報公開・個人情報保護審査会条例
市史編さん委員会	市史編さん委員会委員	地方自治法	酒田市市史編さん委員会条例
特別職報酬審議会	特別職報酬審議会委員	地方自治法	酒田市特別職報酬等審議会条例
振興審議会	振興審議会委員	地方自治法	酒田市振興審議会条例
まちづくり推進課	交通安全専門指導員	交通安全基本法	酒田市交通安全条例・施行規則
情報システム課	統計調査員(委託統計調査)	統計法	

機関等の名称	職名	合併後の根拠法令等	
		関係法令	関係条例・規則・規程・要綱等
国民健康保険運営協議会	国民健康保険運営協議会委員	国民健康保険法	酒田市国民健康保険条例
介護保険審査会	介護認定審査委員会委員(医師)	介護保険法	酒田市介護保険条例
	介護認定審査委員会委員(医師以外)		
民生委員推薦会	民生委員推薦会委員	民生委員法	
保育園	保育園嘱託医	児童福祉施設最低基準	
児童虐待防止協議会	児童虐待防止協議会委員	児童虐待の防止等に関する法律	
農業委員会	農業委員会会長	農業委員会等に関する法律	酒田市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例
	農業委員会会長代理		
	農業委員会部会長		酒田市農業委員会の部会委員の定数に関する条例
	農業委員会部会長代理		
農業委員会委員			
小作料協議会	小作料協議会委員	農地法	酒田市小作料協議会設置要綱
教育委員会	教育委員会委員委員長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	酒田市教育委員会会議規則
	教育委員会委員委員		
	社会教育委員		
小学校及び中学校	学校医、専門校医等	学校保健法	
学校教育課	外国人英語講師(ALT)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	酒田市外国人英語講師招致事業(JETプログラム)
生涯学習課	社会教育指導員		酒田市社会教育指導員に関する規則
公民館	公民館長	社会教育法	酒田市公民館設置管理条例
公民館運営審議会	公民館運営審議会委員		酒田市公民館運営審議会条例
文化財保護審議会	文化財保護審議会委員	文化財保護法	酒田市文化財保護条例
体育課	体育指導委員	スポーツ振興法	酒田市体育指導員に関する規則
スポーツ振興審議会	スポーツ振興審議会委員	スポーツ振興法	酒田市スポーツ振興審議会に関する条例
生涯学習課	青少年育成推進員	地方青少年問題協議会法	酒田市青少年育成推進員設置要綱

協定項目11	特別職の職員の身分の取扱いについて
調整方針	特別職の職員(他の協定項目に規定されているものを除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令に定めのあるものはその規定に従い、調整する必要があるものについては、次のとおりとする。 条例等で定める各種審議会委員などの特別職の職員については、1市3町すべてに設置され、新市において引き続き設置する必要のあるものは、統一する。1市3町すべてに設置されているもの以外のものは、必要性に応じて合併までに調整する。

所管部会・分科会 総務部会 人事分科会

1市3町でそれぞれ独自に設置していたもので、引き続き存続させるもの

機関等の名称	職名	合併後の根拠法令等		現行の1市3町の設置状況			
		関係法令	関係条例・規則・規程・要綱等	酒田	八幡	松山	平田
市史編さん委員会	市史編さん員		酒田市市史編さん専門員等業務要綱				
	市史編さん専門員						
	市史執筆調査員			酒田市市史執筆調査員設置規則			
とびしま総合センター	とびしま総合センター運営委員会委員	地方自治法	酒田市とびしま総合センター設置条例				
	とびしま総合センター所長						
総務課国際交流室	国際交流推進員		酒田市国際交流推進員設置規則				
救難所	所長	水難救護法	酒田市水難救助員設置条例				
	副所長						
	救助長						
	副救助長						
	水難救助員						
公有財産評価委員会	公有財産評価委員会委員	地方自治法	酒田市公有財産評価委員会条例				
納税課	市税等徴収サポーター		酒田市市税等徴収サポーター設置要綱				
	国民健康保険相談員(賦課徴収費)		酒田市国民健康保険相談員設置規則				
企画調整課	専門委員	地方自治法					
交通安全対策会議	交通安全対策会議委員	交通安全対策基本法	酒田市交通安全条例				
酒田市交通災害共済審査委員会	酒田市交通災害共済審査委員会委員		酒田市交通災害共済条例				
市民相談室	市民生活相談員		酒田市市民生活相談員設置規則				
	消費生活相談員	消費者基本法	酒田市消費生活相談員設置規則				
まちづくり推進課	交通指導員	交通安全基本法	酒田市交通安全条例・施行規則				
	協力員		酒田市協力員設置規則				
	区長		酒田市区長設置規則				
	男女共同参画推進員	男女共同参画社会基本法	酒田市男女共同参画推進員設置規則				
情報システム課	統計調査員(小売調査)	統計法	山形県統計調査条例				
環境審議会	環境審議会委員	環境基本法	酒田市環境審議会条例				
廃棄物減量等推進審議会	廃棄物減量等推進審議会委員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	酒田市廃棄物減量等推進審議会条例				
環境衛生課	不法投棄監視員		酒田市美観保護条例				
不法投棄等判定委員会	不法投棄等判定委員会委員						
国保年金課	国民健康保険レセプト点検専門員		酒田市国民健康保険及び老人保健医療レセプト点検専門員設置規則				
	老人保健医療レセプト点検専門員		酒田市国民健康保険及び老人保健医療レセプト点検専門員設置規則				

機関等の名称	職名	合併後の根拠法令等		現行の1市3町の設置状況			
		関係法令	関係条例・規則・規程・要綱等	酒田	八幡	松山	平田
健康課	診療補助業務嘱託員		酒田市国民健康保険診療所設置条例				
介護保険運営協議会	介護保険運営協議会委員	地方自治法	酒田市介護保険条例				
高齢福祉課	介護保険料納付相談員		酒田市介護保険料納付相談員設置規則				
	介護保険要介護認定訪問調査員	介護保険法	酒田市介護保険要介護認定訪問調査員設置規則				
障害者施策推進協議会	障害者施策推進協議会委員	障害者基本法	酒田市障害者施策推進協議会条例				
福祉課	嘱託医(特別障害者手帳等給付関係)	生活保護法	生活保護法による医療扶助運営要領等				
認可外保育施設審議会	認可外保育施設審議会委員	山形県事務処理の特例に関する条例、児童福祉法	酒田市認可外保育施設審議会条例				
児童課	婦人相談員	売春防止法	酒田市婦人相談員運営要綱				
	母子自立支援員	母子及び寡婦福祉法	酒田市母子自立支援員運営要綱				
	ファミリーサポートセンターアドバイザー	児童福祉法	酒田市ファミリーサポートセンター事業実施要綱				
	家庭児童相談員		酒田市家庭児童相談室設置運営要綱				
子育て支援センター	子育て支援センター相談員		酒田市地域子育て支援センター事業実施要綱				
児童センター運営委員会	児童センター運営委員会委員		酒田市児童センター設置管理条例・施行規則				
児童センター	児童厚生員	児童福祉法、児童福祉施設最低基準					
知的障害児通園施設	嘱託医(はまなし学園)		酒田市知的障害児通園施設設置条例				
都市計画審議会	都市計画審議会委員	都市計画法	酒田市都市計画審議会条例				
まちなみ景観審議会	まちなみ景観審議会委員	景観法	酒田市景観条例(暫定施行)				
下水道使用料等審議会	下水道使用料等審議会委員	地方自治法	酒田市公共下水道使用料等審議会条例				
下水道課	公共下水道普及協力員		酒田市公共下水道普及協力員設置要綱				
バイオ研修センター	バイオ研修センター運営委員会委員		庄内バイオ研修センター設置管理条例				
	バイオ研修センター所長						
	バイオ研修センター主任専門指導員						
農林水産課	市有林管理人		酒田市有林管理規則				
農政課	農業経営改善支援活動推進員	農業経営基盤強化促進法	酒田市農業経営改善支援事業経営改善支援活動推進員設置要綱				
商工港湾課	異業種交流指導員		酒田市異業種交流指導員設置要綱				
臨海地域開発委員会	臨海地域開発委員会委員		酒田臨海地域開発委員会条例				
イヌワシ保護対策協議会	イヌワシ保護対策協議会委員		酒田市イヌワシ保護対策協議会条例				

協定項目11	特別職の職員の身分の取扱いについて
調整方針	<p>特別職の職員(他の協定項目に規定されているものを除く。)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令に定めのあるものはその規定に従い、調整する必要があるものについては、次のとおりとする。</p> <p>条例等で定める各種審議会委員などの特別職の職員については、1市3町すべてに設置され、新市において引き続き設置する必要のあるものは、統一する。1市3町すべてに設置されているもの以外のものは、必要性に応じて合併までに調整する。</p>

所管部会・分科会 総務部会 人事分科会

1市3町でそれぞれ独自に設置していたもので、引き続き存続させるもの

1市3町でそれぞれ独自に設置していたもので、新市に引き継がないもの

機関等の名称	職名	合併後の根拠法令等		現行の1市3町の設置状況			
		関係法令	関係条例・規則・規程・要綱等	酒田	八幡	松山	平田
教育相談室	教育相談専門員		酒田市教育相談室設置条例施行規則				
学区改編審議会	学区改編審議会委員		酒田市小・中学校学区改編審議会条例				
中央高校	中央高校 外国人英語講師	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	酒田市外国人英語講師招致事業(JETプログラム)				
	中央高校 非常勤講師						
	中央高校実習助手						
	学校医、専任教医等			学校保健法			
青少年問題協議会	青少年問題協議会委員	地方青少年問題協議会法	酒田市青少年問題協議会設置条例				
青少年指導センター	青少年指導センター運営協議会委員	地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び社会教育法	酒田市青少年指導センター設置条例				
	青少年指導センター専門指導員						
	青少年指導センター指導委員						
生涯学習課	社会教育推進員		酒田市社会教育推進員に関する規則				
図書館	古典籍調査員 主任		酒田市立図書館古典籍調査員に関する規則				
光丘文庫	光丘文庫長	図書館法	酒田市立図書館処務規則				
	光丘文庫資料調査員		酒田市立光丘文庫資料調査員に関する規則				
図書館協議会	図書館協議会委員		酒田市立図書館設置条例				
文化課	芸術文化推進員		芸術文化推進員設置要綱				
	阿部記念館長		阿部記念館管理運営規則				
	阿部記念館運営委員会		阿部記念館管理運営規則				
資料館	資料館長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	酒田市立資料館設置管理条例				
	資料館調査員		酒田市松山資料館管理運営規則				
	資料館協議会委員						
甲子園基金運営協議会	甲子園基金運営協議会委員		酒田市甲子園出場基金運営協議会規程				
体育課	河川運動公園巡視員		酒田市河川運動公園巡視員規程				
公民館	公民館管理人	社会教育法	酒田市公民館設置管理条例				
	公民館(分館主事)	社会教育法	酒田市公民館設置管理条例				
地籍調査推進委員会	地籍調査推進委員会委員		酒田市地籍調査推進委員会規則				
市立酒田病院	治験審査委員	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令	市立酒田病院治験審査委員会運営要綱				
	臨床研修	医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令	市立酒田病院臨床研修委員会要綱				
水道料金審議会	水道料金審議会委員	地方自治法	酒田市水道料金審議会条例				

機関等の名称	職名	廃止理由	現行の1市3町の設置状況			
			酒田	八幡	松山	平田
消防団	自動車運転手	新体制により業務を行うため				
	自動車団員					
総務課	名誉町民選考審査会委員	類似制度に統一するため				
企画調整課	企画相談役	設置は新市で検討すべき				
まちづくり推進課	広報レポーター	新市の広報の編集方針による				
	広報委員会委員					
商工港湾課	消費者モニター	現在休止中、合併時廃止				
勤労者福祉施設運営委員会	勤労者福祉施設運営委員会委員	設置目的を果たし、役目を終えたため。				
健康課	健康体力づくり推進協議会委員	類似制度に統一するため				
	健康づくり推進協議会委員					
	保健補助業務嘱託員		設置目的を果たし、役目を終えたため。			
高齢福祉課	介護保険事業計画推進委員	平成16年度から廃止されたため				
	老人保健福祉計画推進委員					
建築課	市営住宅管理人	3町に置いていないため、廃止の方向で検討中				
地域農業確立対策推進協議会	地域農業確立対策推進協議会委員	類似制度に統一するため				
林業振興地域整備促進協議会	林業振興地域整備促進協議会委員					
農政課	生産組合長	特別職としないことで統一				
農林水産課	町民センター管理人	職員である管理人は置かないことで統一するため				
町有林管理会	町有林管理会委員	設置目的を果たし、役目を終えたため。				
農業振興・経営対策推進会議	農業振興・経営対策推進会議委員	類似制度に統一するため				
観光物産課	自然公園等監視員	設置目的を果たし、役目を終えたため。				
観光施設等運営委員会	観光施設等運営委員会委員					
体育課	町民体育館管理人	職員である管理人は置かないことで統一するため				
	体育指導員	類似制度に統一するため				
青少年育成協議会	青少年育成協議会専門委員	青少年問題協議会に包含される。				
病院事業運営審議会	病院事業運営審議会委員	類似制度に統一するため				

協定項目18	町（字）の区域及び名称の取扱いについて
調整方針	<p>新市における町（字）の区域及び名称の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>区域については、現行のとおりとする。</p> <p>名称については、「大字」を付さないものとする。ただし、現在の大字の名称の前に当該大字の属する現行の地方公共団体の名称、または名称の一部を付することができるものとする。</p>

所管部会・分科会 総務部会 総務分科会

【調整結果】 名称については、旧町名を付さない。

【酒田市】

「大字」と表示している区域については「大字」という字句の表記がなくなります。

現在の住居表示	合併後の住居表示
酒田市大字 板戸字	酒田市 板戸字
酒田市大字 漆曽根字	酒田市 漆曽根字
酒田市大字 円能寺字	酒田市 円能寺字
酒田市大字 生石字	酒田市 生石字
酒田市大字 大多新田字	酒田市 大多新田字
酒田市大字 大槻新田字	酒田市 大槻新田字
酒田市大字 大豊田字	酒田市 大豊田字
酒田市大字 大野新田字	酒田市 大野新田字
酒田市大字 大町字	酒田市 大町字
酒田市大字 大宮字	酒田市 大宮字
酒田市大字 荻島字	酒田市 荻島字
酒田市大字 落野目字	酒田市 落野目字
酒田市大字 勝保関字	酒田市 勝保関字
酒田市大字 門田字	酒田市 門田字
酒田市大字 上興野字	酒田市 上興野字
酒田市大字 上野曾根字	酒田市 上野曾根字
酒田市大字 上安田字	酒田市 上安田字
酒田市大字 刈穂字	酒田市 刈穂字
酒田市大字 木川字	酒田市 木川字
酒田市大字 北沢字	酒田市 北沢字
酒田市大字 城輪字	酒田市 城輪字
酒田市大字 久保田字	酒田市 久保田字
酒田市大字 熊手島字	酒田市 熊手島字
酒田市大字 熊野田字	酒田市 熊野田字

現在の住居表示	合併後の住居表示
酒田市大字 黒森字	酒田市 黒森字
酒田市大字 小牧字	酒田市 小牧字
酒田市大字 小牧新田字	酒田市 小牧新田字
酒田市大字 境興野字	酒田市 境興野字
酒田市大字 酒井新田字	酒田市 酒井新田字
酒田市大字 坂野辺新田字	酒田市 坂野辺新田字
酒田市大字 十里塚字	酒田市 十里塚字
酒田市大字 関字	酒田市 関字
酒田市大字 曾根田字	酒田市 曾根田字
酒田市大字 高砂字	酒田市 高砂字
酒田市大字 千代田字	酒田市 千代田字
酒田市大字 土崎字	酒田市 土崎字
酒田市大字 局字	酒田市 局字
酒田市大字 鶴田字	酒田市 鶴田字
酒田市大字 手蔵田字	酒田市 手蔵田字
酒田市大字 豊川字	酒田市 豊川字
酒田市大字 豊里字	酒田市 豊里字
酒田市大字 豊原字	酒田市 豊原字
酒田市大字 中野新田字	酒田市 中野新田字
酒田市大字 中野曾根字	酒田市 中野曾根字
酒田市大字 新青渡字	酒田市 新青渡字
酒田市大字 新堀字	酒田市 新堀字
酒田市大字 庭田字	酒田市 庭田字

現在の住居表示	合併後の住居表示
酒田市大字 布目字	酒田市 布目字
酒田市大字 浜中字	酒田市 浜中字
酒田市大字 茨野新田字	酒田市 茨野新田字
酒田市大字 広岡新田字	酒田市 広岡新田字
酒田市大字 広野字	酒田市 広野字
酒田市大字 広野新田字	酒田市 広野新田字
酒田市大字 藤塚字	酒田市 藤塚字
酒田市大字 古青渡字	酒田市 古青渡字
酒田市大字 穂積字	酒田市 穂積字
酒田市大字 本川字	酒田市 本川字
酒田市大字 牧曾根字	酒田市 牧曾根字
酒田市大字 丸沼字	酒田市 丸沼字
酒田市大字 宮内字	酒田市 宮内字
酒田市大字 宮海字	酒田市 宮海字
酒田市大字 宮野浦字	酒田市 宮野浦字
酒田市大字 本楯字	酒田市 本楯字
酒田市大字 保岡字	酒田市 保岡字
酒田市大字 安田字	酒田市 安田字
酒田市大字 遊摺部字	酒田市 遊摺部字
酒田市大字 横代字	酒田市 横代字
酒田市大字 吉田字	酒田市 吉田字
酒田市大字 吉田新田字	酒田市 吉田新田字
酒田市大字 米島字	酒田市 米島字

協定項目18	町(字)の区域及び名称の取扱いについて
調整方針	新市における町(字)の区域及び名称の取扱いについては、次のとおりとする。 区域については、現行のとおりとする。 名称については、「大字」を付さないものとする。ただし、現在の大字の名称の前に当該大字の属する現行の地方公共団体の名称、または名称の一部を付することができるものとする。

所管部会・分科会 総務部会 総務分科会

【調整結果】 名称については、旧町名を付さない。

【八幡町】

「鮎海郡八幡町」を「酒田市」に置き換えます。

現在の住居表示		合併後の住居表示	
鮎海郡八幡町	赤剥字	酒田市	赤剥字
鮎海郡八幡町	市条字	酒田市	市条字
鮎海郡八幡町	大久保字	酒田市	大久保字
鮎海郡八幡町	大島田字	酒田市	大島田字
鮎海郡八幡町	大蕨字	酒田市	大蕨字
鮎海郡八幡町	岡島田字	酒田市	岡島田字
鮎海郡八幡町	上青沢字	酒田市	上青沢字
鮎海郡八幡町	上黒川字	酒田市	上黒川字
鮎海郡八幡町	観音寺字	酒田市	観音寺字
鮎海郡八幡町	北青沢字	酒田市	北青沢字
鮎海郡八幡町	北仁田字	酒田市	北仁田字
鮎海郡八幡町	北平沢字	酒田市	北平沢字
鮎海郡八幡町	草津字	酒田市	草津字
鮎海郡八幡町	小泉字	酒田市	小泉字
鮎海郡八幡町	下青沢字	酒田市	下青沢字
鮎海郡八幡町	下黒川字	酒田市	下黒川字
鮎海郡八幡町	常禅寺字	酒田市	常禅寺字
鮎海郡八幡町	新出字	酒田市	新出字
鮎海郡八幡町	芹田字	酒田市	芹田字
鮎海郡八幡町	塚淵字	酒田市	塚淵字
鮎海郡八幡町	寺田字	酒田市	寺田字
鮎海郡八幡町	泥沢字	酒田市	泥沢字
鮎海郡八幡町	橋本字	酒田市	橋本字
鮎海郡八幡町	福山字	酒田市	福山字
鮎海郡八幡町	麓字	酒田市	麓字
鮎海郡八幡町	法連寺字	酒田市	法連寺字
鮎海郡八幡町	前川字	酒田市	前川字
鮎海郡八幡町	升田字	酒田市	升田字
鮎海郡八幡町	政所字	酒田市	政所字
鮎海郡八幡町	南平沢字	酒田市	南平沢字

【松山町】

「鮎海郡松山町大字」を「酒田市」に置き換えます。
「鮎海郡松山町字~」の区域については「酒田市字~」に置き換えます。

現在の住居表示		合併後の住居表示	
鮎海郡松山町大字	相沢字	酒田市	相沢字
鮎海郡松山町	字荒町	酒田市	字荒町
鮎海郡松山町大字	石名坂字	酒田市	石名坂字
鮎海郡松山町	字稲荷沢	酒田市	字稲荷沢
鮎海郡松山町大字	白ヶ沢字	酒田市	白ヶ沢字
鮎海郡松山町	字内町	酒田市	字内町
鮎海郡松山町大字	大川渡字	酒田市	大川渡字
鮎海郡松山町大字	大沼新田字	酒田市	大沼新田字
鮎海郡松山町大字	小見字	酒田市	小見字
鮎海郡松山町大字	柏谷沢字	酒田市	柏谷沢字
鮎海郡松山町	字片町	酒田市	字片町
鮎海郡松山町	字金谷	酒田市	字金谷
鮎海郡松山町大字	上北目字	酒田市	上北目字
鮎海郡松山町大字	上餅山字	酒田市	上餅山字
鮎海郡松山町	字北町	酒田市	字北町
鮎海郡松山町	字蔵小路	酒田市	字蔵小路
鮎海郡松山町	字肴町	酒田市	字肴町
鮎海郡松山町大字	地見興屋字	酒田市	地見興屋字
鮎海郡松山町大字	下餅山字	酒田市	下餅山字
鮎海郡松山町	字真学寺沢	酒田市	字真学寺沢
鮎海郡松山町	字新町	酒田市	字新町
鮎海郡松山町	字新屋敷	酒田市	字新屋敷
鮎海郡松山町	字総光寺沢	酒田市	字総光寺沢
鮎海郡松山町大字	竹田字	酒田市	竹田字
鮎海郡松山町大字	土淵字	酒田市	土淵字
鮎海郡松山町大字	中北目字	酒田市	中北目字
鮎海郡松山町大字	中牧田字	酒田市	中牧田字
鮎海郡松山町	字仲町	酒田市	字仲町
鮎海郡松山町大字	成興野字	酒田市	成興野字
鮎海郡松山町	字西田	酒田市	字西田
鮎海郡松山町大字	引地字	酒田市	引地字
鮎海郡松山町	字本町	酒田市	字本町
鮎海郡松山町	字南新屋敷	酒田市	字南新屋敷
鮎海郡松山町	字南町	酒田市	字南町
鮎海郡松山町大字	茗ヶ沢字	酒田市	茗ヶ沢字
鮎海郡松山町	字元新屋敷	酒田市	字元新屋敷
鮎海郡松山町	字山田	酒田市	字山田
鮎海郡松山町大字	山寺字	酒田市	山寺字

【平田町】

「鮎海郡平田町大字」を「酒田市」に置き換えます。
「鮎海郡平田町砂越緑町~」の区域については「酒田市砂越緑町~」に置き換えます。

現在の住居表示		合併後の住居表示	
鮎海郡平田町大字	飛鳥字	酒田市	飛鳥字
鮎海郡平田町大字	石橋字	酒田市	石橋字
鮎海郡平田町大字	泉興野字	酒田市	泉興野字
鮎海郡平田町大字	北俣字	酒田市	北俣字
鮎海郡平田町大字	郡山字	酒田市	郡山字
鮎海郡平田町大字	小林字	酒田市	小林字
鮎海郡平田町大字	桜林字	酒田市	桜林字
鮎海郡平田町大字	桜林興野字	酒田市	桜林興野字
鮎海郡平田町大字	砂越字	酒田市	砂越字
鮎海郡平田町	砂越緑町 丁目	酒田市	砂越緑町 丁目
鮎海郡平田町大字	三之宮字	酒田市	三之宮字
鮎海郡平田町大字	田沢字	酒田市	田沢字
鮎海郡平田町大字	楯山字	酒田市	楯山字
鮎海郡平田町大字	天神堂字	酒田市	天神堂字
鮎海郡平田町大字	中野俣字	酒田市	中野俣字
鮎海郡平田町大字	中野目字	酒田市	中野目字
鮎海郡平田町大字	檜橋字	酒田市	檜橋字
鮎海郡平田町大字	西坂本字	酒田市	西坂本字
鮎海郡平田町大字	堀野内字	酒田市	堀野内字
鮎海郡平田町大字	山楯字	酒田市	山楯字
鮎海郡平田町大字	山元字	酒田市	山元字
鮎海郡平田町大字	山谷字	酒田市	山谷字
鮎海郡平田町大字	山谷新田字	酒田市	山谷新田字

(「合併までに調整する」とした事項の調整結果について)

協定項目 20	国民健康保険事業の取扱いについて
調整方針	(5) 国民健康保険健康世帯褒賞事業については、合併までに調整し、統一して実施する。

所管部会・分科会 市民生活部会 国保分科会

国民健康保険健康世帯褒賞事業

【調整結果】

平成17年度に該当する世帯(前年度医療機関を受診しなかった世帯)については、合併まで1市3町においてそれぞれ贈呈する。

平成18年度以降に該当する世帯については、健康世帯の心身の健康を維持してもらうことを目的に、健康文化施設の利用券及び健康関連賞品から健康世帯が選択したものを贈呈する。

国民健康保険健康世帯褒賞

【事業概要】

国民健康保険に加入している世帯で、その世帯の被保険者全員が前年度の1年間(4月1日から翌年3月31日まで)医療機関を受診しなかった世帯(国民健康保険税滞納なし)に対して、賞を贈り称える。

【褒賞の時期】

該当する年度(医療機関を受診しなかった年度)の翌年度に贈呈する。

【褒賞の方法(酒田市の例)】

酒田市営プール、酒田市写真展示館、酒田市美術館、温泉施設等、市内の健康文化施設及びタオルセット等の健康関連賞品から健康世帯が選択したものを贈呈する。

協定項目 24 - (4)	まちづくり関係事業の取扱いについて
調整方針	(1) 市民活動支援事業については、合併までに調整し統一する。 (3) 自治会（区）及び地縁団体等の集会所建設事業については、合併時に統一した方法で実施する。ただし、経過措置として、3町の集会所の新築事業については平成19年度まで、また、現在利子補給を受けている事業については償還が終わるまで、現行の制度を適用する。

所管部会・分科会

企画財政部会 まちづくり分科会

市民活動支援事業

【調整結果】下記の市民活動支援事業に統一する。

酒田市市民活動支援事業

【対象団体】 自主的にまちづくりを実践している市民活動団体とし、特に制限は設けない。

【対象事業】 市民活動団体が自主的に行うまちづくり事業とし、次に掲げる事業とする。

- (1) 環境美化、保全、まちづくり活動に関する事業
- (2) 子育て支援、健康づくり、福祉、世代間交流、ボランティア活動に関する事業
- (3) 芸術、文化、伝統文化の継承、交流活動に関する事業
- (4) 青少年の地域学習、家庭教育、子どもの健全育成、大学との交流活動に関する事業
- (5) 食の安全、消費者交流、地域産品の情報発信活動支援に関する事業
- (6) ボランティア活動振興委員会が定めるテーマに沿う事業
- (7) その他市長が特に必要と認める事業

【補助期間】 単年度

【補助率】 事業にかかる経費の3分の2

【補助金の限度額】 30万円

【審査機関】 10名以内とし、市民と行政職員から構成された市民活動支援事業選定審査会とする。

【他団体補助金との調整】 同一事業で、他に酒田市から補助金等の交付を受けている（受けようとしている）ものについては補助の対象としない。

集会所建設補助事業

【調整結果】下記の集会所建設補助事業に統一する。

酒田自治会集会所建設整備事業補助金

【対象経費】

新築及び増改築 ただし、用地費、備品費は建設に要する経費には含まない。

【補助基準】

(1) 新築

【補助率】 建設に要する経費の2分の1

【補助金の限度額】 200万円

ただし、他の公的補助を併せて受ける場合は、補助金等の合計金額が経費の2分の1若しくは200万円を超えない範囲で交付する。

(2) 増改築

【補助率】 建設に要する経費の2分の1

【補助金の限度額】 100万円

ただし、他の公的補助を併せて受ける場合は、補助金等の合計金額が経費の2分の1若しくは100万円を超えない範囲で交付する。

【他の公的補助金との調整】

補助金等の合計金額が、経費の2分の1若しくは新築にあつては200万円、増改築にあつては100万円を超えない範囲で交付する。

(「合併までに調整する」とした事項の調整結果について)

協定項目 2 4 - 6	住民窓口業務の取扱いについて
調整方針	(2) 閉庁時の窓口業務については、合併までに調整し、統一した方法で実施する。
<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> 所管部会・分科会 市民生活部会 住民分科会 </div> <p style="text-align: center;">閉庁時の窓口業務</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>【調整結果】 電話予約による各種証明書の交付場所は、酒田市総合文化センターと3町総合支所とする。酒田市と平田町が実施している年末の窓口業務及び平田町が実施している夜間の窓口時間延長は、現行のとおりとする。対象については、新市全域とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>事業概要</p> <p>【住民票等の電話予約】 平日来庁できない市民を対象に住民票の写し、印鑑登録と証明及び税証明等の交付について電話予約を受け、土曜日及び日曜日の午前中に交付する。</p> <p>【年末の窓口業務】 年末(例年12月29・30日)に窓口業務を行い、住民票の写し、印鑑の登録および証明等を交付する。</p> <p>【夜間の窓口時間延長】 夜間の窓口時間延長は、原則として月曜日の執務時間終了時から午後6時30分までとし、住民票の写し、印鑑の登録および証明等を交付する。</p> </div>	

協定項目 24 - (9)	福祉関係事業の取扱いについて
調整方針	(5) 介護用品の支給サービス等については、酒田市の例を基本に合併までに調整する。

所管部会・分科会	健康福祉部会 高齢福祉分科会
----------	----------------

1. 対象者：介護保険の被保険者であり、かつ、要支援・要介護者であって、在宅において介護を受けている者

一般券は次のいずれかに該当する者

- ・ 介護保険料段階が第1段階又は第2段階に該当する者
- ・ 要介護認定において要介護3以上の者

在宅紙おむつ専用券は次のいずれにも該当する者

- ・ 介護保険料段階が第1段階から第3段階までの者
- ・ 要介護認定において要介護1以上と認定された者
- ・ 常時失禁のため、毎日紙おむつを使用する者
- ・ 障害老人自立度においてランク A2,B 及び C である者又は痴呆性（認知症）老人の日常生活自立度が b、及び M である者

2. 交付額一覧表：

（単位：円）

		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	一般	20,000	25,000	30,000	35,000	40,000	40,000
	紙おむつ	0	70,000	70,000	70,000	100,000	100,000
第2段階	一般	15,000	20,000	25,000	30,000	35,000	40,000
	紙おむつ	0	70,000	70,000	70,000	100,000	100,000
第3段階	一般	0	0	0	10,000	15,000	20,000
	紙おむつ	0	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000

（介護保険料段階）

- 第1段階 高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方
- 第2段階 世帯全員が市民税非課税の方
- 第3段階 本人が市民税非課税で世帯の中に市民税課税者がいる方
- 第4段階以上は本人が市民税課税者となることから対象としない。

3. 一般券対象サービス：

訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 福祉用具貸与 居宅介護福祉用具購入
 居宅介護住宅改修 市福祉乗合バス条例に規定する回数使用料 タクシー運賃 配食サービス事業の利用者負担 ふれあいヘルパーサービスの利用者負担
 紙おむつ、尿取パット、紙おむつをとめるテープ 市旅客定期航路運賃条例に規定する個人旅客賃

協定項目 24 - (10)	商工関係事業の取扱いについて
調整方針	(1) 中心市街地活性化基本計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、その他商店街等の活性化事業については、酒田市の例を基本とし、必要な支援策を合併までに策定する。 (3) 雇用促進対策事業については、酒田市の例を基本とし、雇用情勢を注視しながら合併までに調整する。 (6) 企業誘致促進事業については、酒田市の例を基本とし、合併までに調整する。

所管部会・分科会 商工観光部会 商工港湾分科会

商店街等の活性化支援策

<p>【調整結果】 下記の酒田市の商店街等活性化支援事業を3町に拡大する。</p>
<p>共同施設整備事業への助成 市内の中小企業の振興を図るため、中小企業組合等が行う共同施設整備事業等に対し、補助金を交付するもの。 【市の補助率】 国・県の補助が無い場合 ... 2/10 " 有る場合 ... 1/10 【対象事業】 ・商店街等が行う、アーケード補修、街路灯や共同駐車場の設置 等</p>
<p>商店街活性化共同施設整備資金特別貸付事業 市内に住所を有する商店街等の当該地域の活性化に寄与する共同施設整備を行うものに対し、無利子で融資をすることにより、商店街等の振興を図る。 ・貸付利率 1.44% (利子補給の実施により実質無利子) ・協調倍率 2.5倍 ・貸付期間 7年以内(うち据置1年以内) ・貸付限度額 20,000千円</p>
<p>商店街活性化共同施設整備資金特別貸付利子補給事業 共同施設整備を行うものに対し、無利子で融資するために、利子分に対し補給する。 ・利子補給率 1.44%</p>
<p>商工業人材育成支援事業 中小企業の後継者や従業員がグループをつくり、課題を設定して研修視察を行う場合の旅費を補助し、商工業者の人材育成を図るもの。 ・対象者：3事業所3名以上の自主的研修グループ ・対象経費：旅費(市職員旅費規程による) ・補助率：1/2 ・限度額：200千円</p>

雇用促進対策事業

<p>【調整結果】 酒田市の雇用促進対策事業を3町に拡大する。</p>
<p>雇用創出特別助成事業 事業主の都合により失業・退職を余儀なくされた労働者を公共職業安定所の紹介により雇入れ、1年以上継続して雇用した場合で、新規・成長分野雇用創出特別奨励金の対象外となる事業主に対し助成し、雇用の促進を図る。 【助成金額】 対象労働者1名につき30万円</p>
<p>未就職高校卒業生教育訓練助成事業 前年度末に就職未決定で高等学校を卒業したものが、就職活動に役立つ教育訓練(パソコン、ホームヘルパー、外国語、各種検定など)を受講した場合に助成を行い、就職機会の拡大を図る。 【助成率】 就職活動に役立つ教育訓練の受講費の80%(上限10万円)</p>
<p>未就職高校卒業生雇用促進助成事業 前年度末に就職未決定で高等学校を卒業したものを採用した事業主に対して助成することで、雇用創出の働きかけを行う。 【助成金額】 対象労働者1名につき15万円</p>
<p>高校生就職支援事業 高校生の就職支援を支援するため、山形県立産業技術短期大学校庄内校と連携し、就職を希望する高校生の資質や技能の向上を図るための各種講座を実施し、企業に必要とされる人材を育成する。 【内容】 ・技能検定3級資格取得講座 ・通信実習講座 ・CAD講習 ・採用試験直前模擬面接セミナー ・就業意識醸成セミナー ・インターンシップ</p>

企業誘致にかかる助成制度

<p>【調整結果】 酒田市の企業誘致にかかる助成制度を新市に引き継ぎ、3町の産業集積エリアを対象に加える。</p>											
<p>企業立地促進助成制度</p> <table border="1"> <tr> <td>指定業種</td> <td>○製造業及び ・サービス業のうち学術・研究機関 ・情報通信業のうち情報サービス業 ・酒田臨海工業団地内の市が指定した地区内で操業する 環境保全型産業及び 新エネルギー産業で市長が認める事業 ○道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業 自動車整備業 機械修理業 その他修理業</td> </tr> <tr> <td>面積要件</td> <td>新設・移設 1,000㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上 拡充 500㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>新規雇用要件</td> <td>製造業 等(甲地域及び乙地域) ・大企業 新規雇用30人以上 30% 10人以上 20% ・中小企業 新規雇用5人以上 30% 3人以上 20% 道路貨物運送業 等(乙地域) ・大企業 新規雇用10人以上 20% ・中小企業 新規雇用3人以上 20%</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>○1企業、1億円 ただし、製造業については、1企業、2億円</td> </tr> <tr> <td>操業地域</td> <td>甲地域 ・準工業、工業、工業専用地域 ・市長が特に必要と認める地域 乙地域 ・京田西工業団地 ・新堀工業団地 ・臨海工業団地 ・松山工業団地 ・平田軽工業団地</td> </tr> </table>	指定業種	○製造業及び ・サービス業のうち学術・研究機関 ・情報通信業のうち情報サービス業 ・酒田臨海工業団地内の市が指定した地区内で操業する 環境保全型産業及び 新エネルギー産業で市長が認める事業 ○道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業 自動車整備業 機械修理業 その他修理業	面積要件	新設・移設 1,000㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上 拡充 500㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上	新規雇用要件	製造業 等(甲地域及び乙地域) ・大企業 新規雇用30人以上 30% 10人以上 20% ・中小企業 新規雇用5人以上 30% 3人以上 20% 道路貨物運送業 等(乙地域) ・大企業 新規雇用10人以上 20% ・中小企業 新規雇用3人以上 20%	限度額	○1企業、1億円 ただし、製造業については、1企業、2億円	操業地域	甲地域 ・準工業、工業、工業専用地域 ・市長が特に必要と認める地域 乙地域 ・京田西工業団地 ・新堀工業団地 ・臨海工業団地 ・松山工業団地 ・平田軽工業団地	
指定業種	○製造業及び ・サービス業のうち学術・研究機関 ・情報通信業のうち情報サービス業 ・酒田臨海工業団地内の市が指定した地区内で操業する 環境保全型産業及び 新エネルギー産業で市長が認める事業 ○道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業 自動車整備業 機械修理業 その他修理業										
面積要件	新設・移設 1,000㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上 拡充 500㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上										
新規雇用要件	製造業 等(甲地域及び乙地域) ・大企業 新規雇用30人以上 30% 10人以上 20% ・中小企業 新規雇用5人以上 30% 3人以上 20% 道路貨物運送業 等(乙地域) ・大企業 新規雇用10人以上 20% ・中小企業 新規雇用3人以上 20%										
限度額	○1企業、1億円 ただし、製造業については、1企業、2億円										
操業地域	甲地域 ・準工業、工業、工業専用地域 ・市長が特に必要と認める地域 乙地域 ・京田西工業団地 ・新堀工業団地 ・臨海工業団地 ・松山工業団地 ・平田軽工業団地										
<p>工場等設置助成制度</p> <table border="1"> <tr> <td>指定業種</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">指定条件</td> <td>新設</td> <td>○投下固定資産総額 2,000万円以上 ○助成率100% 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業については、新規雇用16人以上</td> </tr> <tr> <td>拡充</td> <td>○投下固定資産総額 1,000万円以上 ○助成率60% 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業については、新規雇用16人以上</td> </tr> <tr> <td>移設</td> <td>○都市計画法、建築基準法の適合する地域に当該工場等を移転したとき ○助成率100% 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業については、新規雇用16人以上</td> </tr> <tr> <td>交付額</td> <td>○固定資産税相当額×助成率 3年間</td> </tr> </table>	指定業種	同左	指定条件	新設	○投下固定資産総額 2,000万円以上 ○助成率100% 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業については、新規雇用16人以上	拡充	○投下固定資産総額 1,000万円以上 ○助成率60% 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業については、新規雇用16人以上	移設	○都市計画法、建築基準法の適合する地域に当該工場等を移転したとき ○助成率100% 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業については、新規雇用16人以上	交付額	○固定資産税相当額×助成率 3年間
指定業種	同左										
指定条件	新設	○投下固定資産総額 2,000万円以上 ○助成率100% 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業については、新規雇用16人以上									
	拡充	○投下固定資産総額 1,000万円以上 ○助成率60% 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業については、新規雇用16人以上									
	移設	○都市計画法、建築基準法の適合する地域に当該工場等を移転したとき ○助成率100% 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業については、新規雇用16人以上									
交付額	○固定資産税相当額×助成率 3年間										

協定項目 24 - (12)	農林水産関係事業の取扱いについて
調整方針	(6) 農林水産関係補助金等については、次のとおり調整する。 国・県補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 市町単独の補助金等については、 <u>合併までに統一の方向で調整する。</u> ただし、従来からの経緯や地域の実情等に配慮すべき補助金等については、当面現行のとおりとし、合併後に調整する。

合併までに調整するとして農林水産関係市町単独補助金等

所管部会・分科会 農林水産部会 農業・林業水産・農業委員会分科会

(単位：千円)

事務事業名	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整結果(概要)
	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	事業・補助金等名	金額	
農業振興関係補助金等									
農業女性グループ育成事業	(土里夢の会支援補助金)再掲	(400) (150)					農村女性グループ活動助成金	24 26	酒田市農業委員会の支援事業と同一内容のため、当面現行のとおりとし、合併後に統一する。
水田営農対策関係補助金等									
生産組合支援事業	生産組合交付金	2,700 3,000	生産組合活動支援事業補助金 生産組合リーダー研修補助金	567 630 203 225	生産組合長会補助金	928	生産組合長報酬	1,296	組織への補助金として統一する。なお、補助基準については、当面現行のとおりとし、合併後に統一する。
カントリー・エレベーター利用組合活動強化支援事業	カントリー・エレベーター利用組合活動強化支援事業費補助金	0 5,000	八幡町減農薬米生産推進事業費補助金	986 640	穀類乾燥調製貯蔵施設利用組合補助金	0 2,600			当面現行のとおりとし、新市の状況を踏まえ合併後に調整する。
農業組織経営強化推進事業	農業組織経営強化推進事業費補助金	5,400							
共同利用農機具購入補助事業	がんばれ酒田の米づくり事業費補助金	0 30,000					団地条件整備推進事業費補助金	2,000 4,000	
米生産調整対策事業			八幡町転作推進対策事業費補助金	0 4,555	生産調整推進事業費補助金	0 847	やる気のある担い手集団強化事業補助金 営農排水対策事業費補助金 団地条件整備推進事業費補助金	3,780 4,200 270 300 1,600 0	
水田農業推進協議会	地区水田農業推進協議会交付金	1,235 4,408					水田農業推進協議会補助金	0 50	
農業生産関係補助金等									
農業用使用済プラスチック適正処理推進事業	農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会負担金	260			農業用使用済プラスチック回収システム整備推進事業費補助金	40	農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会補助金	14 46	平成18年度から新市で統一して実施する。
園芸農業拡大推進事業	園芸産地拡大強化支援事業費補助金 園芸農業拡大推進事業費補助金	58,800 80,000	園芸産地拡大強化支援事業補助金 やまがた園芸農業拡大推進事業補助金	2,373 28,080			園芸産地拡大強化支援事業補助金	5,220 0	統一済み。
林業振興関係補助金等									
林業振興団体補助					林業クラブ補助金	16			平成18年度から廃止する。
林業退職金共済事業補助	林業労働者退職共済掛金負担金	736							平成19年度から廃止する。
水産振興関係補助金等									
内水面漁業振興	漁業資源増殖種苗購入事業	571 460	魚族繁殖保護事業補助金	73 84	漁業組合補助金	80	最上川第八漁業魚族繁殖保護事業費補助金	45	平成18年度から統一して実施する。

事業・補助金等名及び金額は、協議会提出時(平成16年度当初予算)の内容を、見え消しで平成17年度当初予算内容に更新した。

北庄内合併協議会資料

(「合併までに調整する」とした事項の調整結果について)

協定項目 24-(14)	生活排水関係事業の取扱いについて																
調整方針	(4) 合併処理浄化槽設置補助金については、合併までに調整する。																
<table border="1"> <tr> <td>所管部会・分科会</td> <td>建設部会</td> <td>生活排水分科会</td> </tr> </table>		所管部会・分科会	建設部会	生活排水分科会													
所管部会・分科会	建設部会	生活排水分科会															
<h3>合併処理浄化槽設置整備事業</h3>																	
<p>【調整結果】 下水道受益者負担金、農業集落排水及び合併処理浄化槽(市町村設置)分担金と同等の負担となるように、個人負担額をすみやかに統一する。</p>																	
<h4>合併処理浄化槽設置整備事業補助金</h4>																	
<p>【補助対象地域】 公共下水道、流域下水道、農業集落排水、浄化槽市町村整備推進事業、酒田都市計画区域内の工業専用地域以外の地区</p>																	
<p>【補助対象者】 補助対象地域において浄化槽を設置する者。専用事業所も含む。</p>																	
<p>【補助金額】 浄化槽設置補助金 15人槽まで 補助対象事業費から20万円を除いた額。上限あり。 15人槽以上 補助申請事業費に0.3を乗じて得た額を除いた額。上限あり。</p>																	
<p>《標準補助限度額》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5～6人槽</td> <td>850千円 (1,900千円)</td> </tr> <tr> <td>7～9人槽</td> <td>1,037千円 (2,194千円)</td> </tr> <tr> <td>10～14人槽</td> <td>1,443千円 (3,055千円)</td> </tr> <tr> <td>15～19人槽</td> <td>1,710千円 (3,187千円)</td> </tr> <tr> <td>20～24人槽</td> <td>2,018千円 (3,775千円)</td> </tr> <tr> <td>25～29人槽</td> <td>2,422千円 (4,301千円)</td> </tr> <tr> <td>30人槽以上</td> <td>2,767千円 (4,742千円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は飛島地区</p>		人槽	補助限度額	5～6人槽	850千円 (1,900千円)	7～9人槽	1,037千円 (2,194千円)	10～14人槽	1,443千円 (3,055千円)	15～19人槽	1,710千円 (3,187千円)	20～24人槽	2,018千円 (3,775千円)	25～29人槽	2,422千円 (4,301千円)	30人槽以上	2,767千円 (4,742千円)
人槽	補助限度額																
5～6人槽	850千円 (1,900千円)																
7～9人槽	1,037千円 (2,194千円)																
10～14人槽	1,443千円 (3,055千円)																
15～19人槽	1,710千円 (3,187千円)																
20～24人槽	2,018千円 (3,775千円)																
25～29人槽	2,422千円 (4,301千円)																
30人槽以上	2,767千円 (4,742千円)																

協定項目24 - (15)	建設関係事業の取扱いについて		
調整方針	〔土木関係〕 (2) 除雪については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助制度は合併までに調整し、統一した方法で実施する。 (3) 道路、側溝、草刈の補助については、地域の実情を踏まえ合併までに統一する。		
		所管部会・分科会	建設部会 土木分科会
除雪補助制度		道路、側溝、草刈の補助制度	
【調整結果】 自主除雪支援制度については、酒田市の制度に統一する。また、市道の雪囲い設置補助金は、酒田市の例を基本として統一する。		【調整結果】 道路側溝補助制度については、酒田市の制度に統一して実施する。	【調整結果】 酒田市管理道路の草刈については、負担金制度及び報償金制度により実施し、河川の草刈については、報償金制度に統一して実施する。 統一する制度は、負担金制度は酒田市の制度とし、報償金制度は平田町の制度とする。
自主除雪支援制度 除雪指定路線以外の生活道路で、沿線に概ね3戸以上の住居がある路線や通学路に指定されている歩道等の除雪について、あらかじめ指定する路線について自主的に組織された団体が行う除雪の実績に応じて補助金を支払う。 【補助金額】 対象作業面積×20円×対象日数 八幡町、平田町において実施している歩道除雪は、除雪計画に位置付け、直営もしくは委託により実施する。	市道の雪囲い設置補助金 冬季間の道路交通の安全を確保するために、公民館地区の地元自治会が設置している雪囲いについて、経費の一部を補助金として交付する。 【補助金額】 酒田市の例を基本とし、統一した補助制度とする。	地元管理道路側溝整備事業 【目的】 地元管理道路の側溝整備を促進し生活環境の向上に寄与する。 【補助対象】 地元管理道路の側溝に係る工事（付随する電柱移設を含む。）で、整備後において引き続き地元が維持管理する道路側溝に係る工事とする。 【補助金額】 工事費の3分の2以内の額とする。ただし、工事に係る用地費及び電柱移設費を除く補償費等は補助対象としない	草刈協力（市道、河川部分） 【目的】 酒田市管理道路における通行の安全の確保及び周辺環境の保全並びに河川における周辺環境保全に寄与するため、地域住民等が行う沿道及び河川の路肩及びのり面等の除草作業等に対して交付する 【補助対象及び金額】 (1) 負担金制度 道路交通の安全確保及び維持管理等のため、市長が指定した区間の路肩及びのり面等を自治会、各種団体、または市長が特に認めた団体等が行う草刈に対して負担金を交付する。 《負担金額》19円/㎡以内 （合併前の酒田市の制度） (2) 報償金制度 道路及び河川の良い環境を維持するため、市長が指定した区間の路肩及びのり面等を自治会、各種団体、または市長が特に認めた団体等が行う草刈に対して報償金を交付する。 《報償金額》1時間300円以内 （合併前の平田町の制度）

(「合併までに調整する」とした事項の調整結果について)

協定項目 2 4 - (1 5)	建設関係事業の取扱いについて		
調整方針	〔住宅関係〕 (2) 住宅資金貸付事業については、合併までの貸付にかかる融資及び利子補給は新市に引き継ぎ、制度は合併までに調整し、統一した方法で実施する。		
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">所管部会・分科会</td> <td style="padding: 2px;">建設部会 都市整備分科会</td> </tr> </table>		所管部会・分科会	建設部会 都市整備分科会
所管部会・分科会	建設部会 都市整備分科会		
<h3 style="margin: 10px 0;">住宅資金貸付事業</h3> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>【調整結果】下記の酒田市住宅改善支援事業に統一する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <p>酒田市住宅改善支援事業</p> <p>【対象となる工事】</p> <p>(1) 持家住宅の場合 住宅及び付属建物(車庫、物置)の新築、増改築、修繕(屋根、壁、床、台所、浴室、便所等)、植樹、造園、外構(門、塀等)の工事</p> <p>(2) 中心市街地の場合 別図に示す中心市街地の区域への賃貸住宅の新築工事、中心市街地にある賃貸住宅の増築工事及び中心市街地にある建物(店舗、事務所等)を賃貸住宅へ用途を変更する工事(対象となる賃貸住宅は1戸当たりの床面積が、概ね30㎡以上で居室、台所、便所及び浴室があるもの)</p> <p>【貸付の内容】</p> <p>(1)貸付額 持家住宅 20万円以上200万円以内とし、対象事業費に0.8を乗じた額以内で10万円単位の額 賃貸住宅 1戸当り20万円以上200万円以内で、1戸ごとの対象工事費に0.8を乗じた金額(その額が200万円を超える場合は200万円とし、10万円単位の金額とする)の和</p> <p>(2)貸付の利率 無利子</p> <p>(3)返済期間 5年間</p> <p>(4)返済方法 元金均等毎月返済</p> </div>			

協定項目 24 - 16(2)	学校教育関係事業の取扱いについて		
調整方針	(5) 学校施設の使用料については、合併時に統一する。		
学校施設使用料の減免基準は、下記のとおり統一する。		所管部会・分科会	教育部会 管理・学校教育分科会
使用料減免基準	対 象 団 体	減 免 割 合	
1. 公共団体が使用するとき。	市、県等の行政組織	減免割合は、全額免除とする。 ただし、グラウンド夜間照明代は 免除対象外とする。	
2. 当該学校に関係ある団体の会合で、学校長が公益上必要と認めるとき。	当該学校関係団体（PTA、スポーツ少年団など）		
3. 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体の会合で、学校長が公益上必要と認めるとき。	当該地区コミュニティ振興会・自治会に属する団体（地区体育振興会、地域スポーツクラブなど） 青年団、婦人会など		
4. 上記に掲げるもののほか、委員会が必要と認めたとき。	他の利用施設の利用が困難な場合で、利用団体の目的・利用内容等が学校施設としての利用に相当と認められる場合		
使用料減免対象外	校舎使用にあたって、入場料・受講料・参加料等を徴する場合は、使用料の減免対象外とする		

協定項目24-(17)	生涯学習関係事業の取扱いについて
調整方針	(3) 各種団体助成については、現行のとおりとするが、交付団体が特定されていない補助金については、合併までに調整し統一する。また、同種の団体への補助金は合併までに基準を統一するほか、市町ごとに補助の有無に違いがある補助金についても合併までに調整する。

所管部会・分科会 教育部会 生涯学習分科会

合併前までに調整を行う各種団体助成について

調整方針	調整結果
同種の団体への補助の基準を統一する。 各種婦人会補助金	ア 対象は、1市3町の各連合婦人会へ補助するものとし、地区婦人会への補助は、行わないものとする。 イ 補助金総額の上限を1市3町の17年度予算総額とし、算定方法については、均等割と会員数割の合計によって算出する。 ウ 経過措置として、連合婦人会組織の一元化の検討を協議してもらうため、17年度については従前の補助額とし、18年度から新しい基準で行う。
市町ごとに補助の有無に違いがあるものを調整する。 各種PTA補助金	酒田市が補助していない現状を踏まえ、1市3町とも自主運営に委ねる。 なお、施設使用料の減免等で配慮を図っていく。
交付団体の特定されていないものを調整する。	1市3町には現行なし。

協定項目24-(17)	生涯学習関係事業の取扱いについて
調整方針	(3)各種団体助成については、現行のとおりとするが、交付団体が特定されていない補助金については、合併までに調整し統一する。また、同種の団体への補助金は合併までに基準を統一するほか、市町ごとに補助の有無に違いがある補助金についても合併までに調整する。

所管部会・分科会 教育部会 体育分科会

合併前までに調整を行う各種団体助成について

(単位:千円)

調整方針	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整結果
	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額	
現行のとおりとする。	飽海地区中学校体育連盟大会出場補助金	11,982	中学生選手派遣補助金	1,000	飽海地区中学校体育連盟大会出場補助金	700	中学生選手派遣及び部活動奨励費補助金	1,000	一本化する(3町は学事課で所管)、但しスクールバス使用の場合の交通費は対象外とする。
	地区体育振興会補助金	2,070							現行のとおりとする(但し、地区組織化と助成)。
	山形県スポーツ振興21世紀協会補助金	660	山形県スポーツ振興21世紀協会負担金	265	山形県スポーツ振興21世紀協会負担金	265	山形県スポーツ振興21世紀協会負担金	265	一本化する。
	スポーツ少年団育成補助金	1,000	八幡町スポーツ少年団補助金	150	スポーツ少年団補助金	145	スポーツ少年団育成補助金	342	一本化する。
	山形県ジュニア駅伝競走大会実行委員会負担金	540	ジュニア駅伝競走大会参加補助金	450	山形県ジュニア駅伝競走大会補助金	220	山形県ジュニア駅伝競走大会参加助成金	250	一本化する。
	山形県縦断駅伝競走大会酒田市実行委員会負担金	437	山形県縦断駅伝競走大会酒田市実行委員会負担金	66	山形県縦断駅伝競走大会酒田市実行委員会負担金	66	山形県縦断駅伝競走大会酒田市実行委員会負担金	66	一本化する。
	各種大会出場選手賞賜事業(賞賜金)	900					県少年少女スポーツ交流会出場選手等助成事業	120	一本化する。
	各種大会出場選手賞賜事業(激励金)	1,810							現行のとおりとする。
	山形県体育施設協会負担金	2	山形県体育施設協会負担金	1	山形県体育施設協会負担金	1	山形県体育施設協会負担金	1	一本化する。
	山形県体育協会負担金	264	山形県体育協会負担金	19	山形県体育協会負担金	15	山形県体育協会負担金	19	一本化する。
	飽海地区中学校体育連盟市町村負担金	505	飽海地区中学校体育連盟市町村負担金	50	飽海地区中学校体育連盟市町村負担金	28	飽海地区中学校体育連盟市町村負担金	38	一本化する(3町は学事課で所管、法令外負担金)。
	酒田飽海地区体育協会連絡協議会負担金	40	酒田飽海地区体育協会連絡協議会負担金	20	酒田飽海地区体育協会連絡協議会負担金	20	酒田飽海地区体育協会連絡協議会負担金	20	一本化する。
	庄内地区体育指導委員連絡協議会負担金	52	庄内地区体育指導委員連絡協議会負担金	23	庄内地区体育指導委員連絡協議会負担金	23	庄内地区体育指導委員連絡協議会負担金	23	一本化する(法令外負担金:人数割)。
	酒田市茂木ハーフマラソン実行委員会負担金	1,500		0		0			0 現行のとおりとする。
酒田市体育大実行委員会負担金	1,350		0		0			0 現行のとおりとする。	
同種団体への補助金は、(財)酒田市体育協会事業補助金合併までに基準を統一する。	7,066	八幡町体育協会補助金	450	松山町体育協会補助金	560	平田町体育協会補助金	530	ア 1市3町の体育協会が統合するよう働きかける。 イ スポーツ振興上のこれまでの経過を尊重し、現行のとおり町体協に補助金を継続し、支所事業として位置付ける。	

(注)金額は、平成17年度予算額

協定項目24-(17)	生涯学習関係事業の取扱いについて
調整方針	(3) 各種団体助成については、現行のとおりとするが、交付団体が特定されていない補助金については、合併までに調整し統一する。また、同種の団体への補助金は合併までに基準を統一するほか、市町ごとに補助の有無に違いがある補助金についても合併までに調整する。

所管部会・分科会 教育部会 体育分科会

調整方針	酒田市		八幡町		松山町		平田町		調整結果	
	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額	事業・補助金名	金額		
市町ごとに補助の有無に違いがある補助金は、合併までに調整する。	甲子園基金スポーツ強化事業補助金	360							現行のとおりとする。	
	日本海トライアスロンおしんレース全国大会補助金	1,800							現行のとおりとする。	
	酒田砂丘マラソン大会補助金	90							現行のとおりとする。	
	庄内デュアスロン大会補助金	90							現行のとおりとする。	
	日本海旗争奪高等学校剣道大会補助金	315							現行のとおりとする。	
	総合型地域スポーツクラブ補助金(市単独0)	800	設立補助金(町単独0)	2,300	設立補助(町単独200)	3,000	設立補助(町単独0)	2,500	ア 日体協補助金のほか一般財源充当による設立補助を交付していることに鑑み、以下のように取り扱う。 イ クラブに特定財源が確保される場合の補助金は各種補助制度の内容に係わらず特財の範囲内で行う。 ウ 設立を志向するも特財が見込めない若しくは設立後の特財が予定されない場合は、スポーツ活動支援策として一定額の新市補助金制度を創設する。但し、特財の見込める年次を含め、設立前後計3ケ年を最長とする。 エ 新市における設立準備及び設立後の運営のための補助は団体育成の中心的役割を担う体協若しくは当該実施団体に対して行う。	
	高等学校定時制・通信制総合体育大会補助金	100							17年度限り(大会補助継続)	
	東北高等学校卓球選手権大会補助金	50							17年度限り(大会補助継続)	
	東北高等学校相撲選手権大会補助金	100							17年度限り(大会補助継続)	
			県スポレク祭派遣助成金	200			山形県スポレク祭参加助成金	72	酒田市、松山町が補助していない現状に鑑み廃止する。	
			升田スキー場振興会補助金	1,170					現行のとおりとする。	
			全国シニアバスケットボール交歓大会開催補助金	2,000					現行のとおりとする(10回目、全国各地の予選会あり)。	
			へにはな国体記念バレーボール招待大会	160					酒田市ほか2町が補助していない現状に鑑み廃止する。	
							平田海洋クラブ活動助成金	60	現行のとおりとする(B&G関連)。	
							少年の船体験航海助成金	71	現行のとおりとする(B&G関連)。	
		地区高等学校総合体育大会	150						現行のとおりとする。	
		体操競演大会負担金	120						現行のとおりとする。	
				飽海郡体育協会負担金	70	飽海郡体育協会負担金	63	飽海郡体育協会負担金	70	一本化する。
				飽海地区スポーツ少年団交流会負担金	30	飽海地区スポーツ少年団交流会負担金	30	飽海地区スポーツ少年団交流会負担金	30	保留
交付団体の特定されていない補助金は、合併まで調整し統一する。	北区スポーツ交流事業補助金	300							現行のとおりとする。	

協定項目24-(17)	生涯学習関係事業の取扱いについて
調整方針	(6) 使用料については、現行のとおりとするもの以外は、統一する。

所管部会・分科会	教育部会 生涯学習分科会
----------	--------------

【生涯学習分科会】

使用料の減免基準は、下記のとおり統一する。

公民館の使用料減免基準

使用料減免基準	対象団体	減免割合	
1. 社会教育団体等の会合で公益上必要と認めるとき	○県教育文化フォーラム・連合婦人会・体育協会・芸術文化協会・社会福祉協議会・老人クラブ連合会 ほか類似団体	酒田市中央公民館	【部屋使用料】 全額免除 【暖房冷房料等】 減免しない。
		その他の公民館	使用料 全額免除
2. その他教育委員会が必要と認めるとき	○市の行政組織	酒田市中央公民館	【部屋使用料】 全額免除 【暖房冷房料等】 減免しない。
	○市の行政組織が共催し、市費を負担するなど共同で事業実施にあたる事業	その他の公民館	使用料全額免除
	○地区公民館において、地域活動を行う団体 地区PTA・子ども会・スポーツ少年団ほか類似団体		
	○地域活動や生涯学習活動を協力・推進するため、登録制度を採用する公民館において、認められたサークル活動団体		
○その他必要と認めるときについては、個々に内容等を審査の上、減免を判断する。			
減免対象外	(上記減免対象に該当しない) 県・国の公共機関・農協・シルバー人材センター・社会福祉法人保育園・商工会議所・商工会・青年会議所・土地改良区・森林組合 ほか類似団体 地区公民館の場合、地区外の地域活動を行う団体		

その他の生涯学習施設の使用料減免基準

その他の生涯学習施設（注）については、単独施設で設置の目的等がそれぞれ異なっているため、現在の各市町の減免規定をそのまま適用する。

（注）コミュニティセンター・出羽遊心館・公益研修センター・天体観測館・平田コミュニティセンター

協定項目24-(17)	生涯学習関係事業の取扱いについて		
調整方針	(6) 使用料については、現行のとおりとするもの以外は、統一する。		
		所管部会・分科会	教育部会 体育分科会
【体育分科会】			
使用料の減免基準は、下記のとおり統一する。			
	使用料減免区分	対象事業・対象大会・対象団体など	減額割合
	1 酒田市教育委員会(以下「市委員会」という。)が主催して行う事業又は市委員会が委託して行う事業	(1)スポーツ教室 (2)スポーツ相談(体力テスト、運動能力テストを含む) (3)各種大会 ・市体育大会 ・市体育祭 ・市スポーツレクリエーション祭 ・スポーツ少年団各種大会等 (4)研修会、講習会等	全額免除
	2 公益(公用)上、特に必要と認められる事業	(1)市が主催する事業 (2)市と市委員会が協議し、必要があると認められる事業	全額免除
	3 選手強化で、市委員会が特に必要があると認められるもの	(1)県及び県競技団体が主催して行う事業で特に必要があると認められるもの (但し、酒田市体育協会加盟団体に限る) (2)その他市委員会が特に必要があると認められるもの	全額免除
	4 幼・保・小・中学校の教育上、特に必要と認められる事業(但し、当該学校等に施設の皆無、狭隘又は学校若しくは地域行事等で使用できないことを条件とする。)	(1)体育事業 (2)記録会 (3)体力、運動能力テスト (4)スポーツ少年団(ジュニアスポーツクラブを含む)及び部活動で、市委員会が必要であると認められるもので下記を原則とする。 ア 免除対象日時 月曜日から金曜日までの祝祭日・休館日を除く、おおむね午後3時から7時までとする。 イ 部活動の免除申請者は、学校長とし、現場責任者を明示する。 リ 責任者又は指導者の立ち会いのもとに行うものとする(児童・生徒のみの活動は認めない)。	全額免除
	5 大学及び高等学校の部活動等で、当該学校施設の皆無又は狭隘により臨時的に使用する場合	上記4(4)アからリを準用	5割
	6 総合型地域スポーツクラブとして市委員会が認めたクラブの定期活動(但し、上記4の但し書きの条件を満たすとき)	(市委員会が認めた総合型地域スポーツクラブとは、中学校区を単位として設立し、複数種目による定期活動等を実施しているクラブをいう。)	全額免除
	7 社会教育(体育)団体、社会福祉関係団体等によるスポーツ事業で、市が委託して行う事業又は性格上、市が行うべき事業とみなされるもの	(1)勤労者体育大会 (2)市青年大会 (3)市身体障害者体育大会 (4)市老人体育レクリエーション大会	全額免除
	8 上記1から7の事業のほか、営利を伴わない市並びに市委員会が共催、後援する各種大会、研修会及び講習会で右に該当する場合(但し、免除は大会当日のみとする。)	(1)市又は市委員会が共催する事業 (2)市又は市委員会が後援する事業	5割 2割
	9 使用料の減免による電気料の取扱い	(1)上記5又は8による減免については、電気料を減免しない。 (2)全額免除に該当する各種大会等については、電気料を免除する。	
	10 条例施行規則第6条(使用料の減免申請)の手続き	使用日の3日前まで体育課に提出(経過後は免除対象外とする)	

協定項目24-(17) 生涯学習関係事業の取扱いについて

調整方針

(6) 使用料については、現行のとおりとするもの以外は、統一する。

【芸術文化分科会】

所管部会・分科会

教育部会 芸術文化分科会

使用料については、現行のとおりとする。

減免基準について、身体障害者の減免については、身体障害者手帳または療育手帳の交付者は半額とする。また、身体障害者手帳第1種または療育手帳Aの交付者が介助者と一緒に入館する場合は、本人と介助者1名を半額とする。なお、酒田市資料館のみ実施していた高齢者(65歳以上)の減免については廃止する。

(単位:円)

歴史民俗資料施設	施設名	入館料(単位:円)						使用料(単位:円)				年間利用券		特別展示	備考
		一般成人		大学生・高校生		中学生・小学生		午前	午後	夜間	1日	一般	小・中・高	1日1回	
		個人	団体	個人	団体	個人	団体								
酒田市	酒田市資料館	100	70	50	30	50	30					3,000円以内で市長が定める額	500円以内で市長が定める額	1,000円以内で市長が定める額	
	旧燈屋	310	260	210	150	100	50								
	奉行所跡	無料													
	城輪柵跡	無料													
	旧白崎医院	無料													
松山町	松山町資料館	350	280	250	200	100	90					1,800	高・大1,300円 小・中 500円 法人5,000円		資料館、阿部記念館、天体観測館の3館 通年共通券 2,500円
	阿部記念館	100	50	100	50	50	40								
平田町	旧阿部家	無料													

その他施設(1)	施設名	入館料(単位:円)						使用料(単位:円)		年間利用券		写真展示館は回数券(11枚つづり) 美術館は特別展示	備考
		一般成人		大学生・高校生		中学生・小学生		午前	午後	普通会员(2人まで)	特別会員(10人まで)		
		個人	団体	個人	団体	個人	団体						
酒田市	酒田市写真展示館	420	360	210	150	100	80			2,100	10,500	4,200	写真展示館、市美術館、本間美術館の3館 共通券 1,410円
	酒田市美術館	520	420	260	210	100	80	2,620	2,620	2,520	12,600	1,500円以内で市長が定める額	

その他施設(2)	施設名	区分	使用料(単位:円)				備考
			午前	午後	夜間	全日	
			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00	
酒田市	酒田市民会館(大ホール)	平日	20,300	30,500	40,600	81,200	
		土・日・休日	24,400	36,500	48,700	97,400	
		準備使用	50/100				